

2019 年度 保険料率の変更に関する意見（佐賀支部評議会）

2019 年度保険料率変更にあたっての試算では、平均保険料率 10%を維持した場合、いずれのケースにおいても 2019 年度の法定準備金は更に積み上がり、3 兆円に達する見込みである。

確かに、医療をめぐる環境は不透明であるから、一定以上の準備金を確保して中長期を見据えた財政運営を検討することは一定程度首肯できる。しかし、準備金残高のあり方について具体的な指針がない状況で、9.7%で収支が均衡する保険料率に 0.3%を上乗せして更に準備金を積み増すという現方針には到底納得いかない。

健康保険法では単年度収支原則を採用し、財政見通しも 5 年を目途としていることから、法定準備金の意義を改めて問い直す時期にある。

このような状況に鑑み、県民の保健・医療に責任を持つ当佐賀支部評議会では、2019 年度に係る保険料率について次の通り意見を提出するものである。

記

1. 都道府県単位保険料率の目的は、保険者機能を発揮し医療費の地域間格差を是正するという前提に基づいて設置されたと承知している。しかし、協会発足後そのような動きは見られず、当初の前提は既に崩れている。これ以上の格差が広がるようであれば全国一律の保険料率に戻すことも含めた検討に着手すること。
2. 全国健康保険協会の保険料率財政均衡期間については、健康保険法を遵守して、収支見通し期間を 5 年とした単年度収支を原則とすること。
3. 準備金の上限額の規定はなく、今後も益々積み上がる状況は到底納得できるものではない。せめて現在の準備金を維持できる平均保険料率の設定が最大の妥協点である。
4. 都道府県単位保険料率の格差解消のため、激変緩和措置期限の延長及び法定準備金の 3.1 ヶ月まで積み上がっている準備金の活用を検討すること。
5. 支部評議会が都道府県ごとの実情に応じた業務の適正な運営に資するために設けられた（健康保険法第 7 条の 2 1 第 1 項）趣旨に鑑み、都道府県別保険料率設定にあたっては、支部評議会の意見が着実に反映される仕組みを構築すること。

以 上